

清泰夫人御屋敷牛込に有之、六萬歩の地也。其時分此方御邸敷も少く候に付、夫人御在世の間被仰上、自大猷院公參議公御拜領也。其頃御國よりの證人并足輕なども其邸内に罷在、御中屋舖と稱候。然處清泰夫人薨御以後、右の御邸最早公儀へあがり候と思召候や、尾張公より右御邸の内、御拜領被成旨被仰上、御願の通被仰渡旨にて、或日尾張公より御屋敷請取に罷成候。只今尾張五段屋敷にて、右屋敷の内、あなただけに御屋敷の内へ入。其外は只今寺屋敷などにも成候。其段微妙公御聽被成、以の外御機嫌悪敷、一度加賀守拜領被仰付候處、清泰院殿御死去被成候へば約束を違へ、はやか様の儀沙汰の限の事の旨御意にて、其日の内御小屋など打毀し候様にて御意、御人數被遣早速取毀し候。右の様子御老中方御聞候て御詮議有之由。其内松平豆州御申候は、是は拙者一人の不調法に候。此儀は拙者に御任せ候様に有之。扱塚原次左衛門などへも、其時分の様子御聞合候處塚原氏は清泰夫人參議公御拜領の様子、微妙公御意通に付、則次左衛門殿を以て、世間にては此御使を、岡田將監殿の様に申候。將監は其時分此儀に付、微妙公、伊豆殿御申越候は、右御屋敷敷前御拜領の儀、表向會て不承候て右の仕合、只今行當候て伊豆守一入

と迷惑いたし候段御申越、其上にて御聞届被成、御指上切被成候。其年御歸國被成、冬に至り江戸より申來候は、本郷御屋敷近所、町屋表通湯嶋邊、只今の太根畠邊迄の内にて、御願次第可被遣候間、右替地御願被成候様にとの儀に候處、只今此所にて御拜領被成候ては、いどり出候様にて不宜候間、先づ御願被成間敷旨御意にて、屋敷近所にて替地願候儀、自由がましく遠慮に存候。兎角追て相願可申旨被仰遣、御參覲以後只今本郷御邸南屋敷の内にて二萬歩、其時分近藤登殿祖、駒込にて四萬歩、只今御中屋敷、其時分始て御屋敷に罷成候。同心屋敷の由。駒込にて四萬歩、四萬歩の外は、其後板倉内膳敷、溝口金子邸以上七八萬歩計も可有之候やの旨。引合六萬歩也。其内にて苗木山にて千歩計御拜領被成、前田帶刀へ後日向守被遣候。則只今帶刀殿屋敷に候。其頃御上邸は龍口、只今の御作事所也。只今松平甲斐守殿屋敷、神田御門の方は水野出羽守殿、此方御屋敷と出羽守殿屋敷の間は、藤堂和泉守殿邸也。只今の本郷邸は、其時分御下屋敷と申候。夫故清泰夫人の御邸を、御中屋敷と申候。其御替屋敷を、只今の南屋敷にて御拜領故、近年迄本郷御屋敷の内にて南屋敷を御中屋敷と申、東小屋の方を御下屋敷と申候は、右の故にて候。其外

天神切通に久左衛門屋敷と申候て、一萬歩計の御屋敷有之、聞番其外物頭足輕なども居申候。渡部久左衛門と申人、居被申候屋敷故に候。甲午九月廿三日 藤田内親允話

正徳五年乙未七月於江戸參議公、清泰院様御邸牛込に有之候處、其替地御拜領被成候儀、誰ぞ覺申やと御尋に付、右の趣申上紙面を以て差上候事、其様子は別記に有之。

一、忌服考につき山根兄來書

亡友山根兄來書の内に云。齋衰期以下居喪・變食・外寢日數期喪は三月實六十、大功九月は四十日、大功七月は三十日、小功五月は二十日、總麻は十日絶酒、内外寢は何も三月にして歸寢可然と、先生と閑談申候。詳なること禮經に不相見候故、先づ如此にて可宜と申上候へば、先生にも可然旨被仰聞候。家兄へ此書を以て相質し候處、喪服輕重に因て變食・外寢の儀別紙一覽、畢竟定説無之候得共、既葬後は期、大功以下は食酒肉の旨相見え候。三月にして葬の法を以て期喪六十日にし、其以下一句あて殺候へば、大功九月は五十日、大功七月は四十日、小功五月は三十日、總麻三月は二十日と成候。大功九月は姑・姉妹の降服至親の服に候へば、

是等は何共三十日には成申間敷候故、是は決して六十日か五十日か適情可申儀に候。小功五月は三十日たるべく候。大功七月の喪、四十日を零して三十日と存候。左候へば總麻三月二十日に相當候。總麻三月の服は、品々多く候間一同には可難決候。會祖・伯叔・父母總麻にて、儀禮喪服傳には族祖父・族父・族昆弟、皆同總麻三月と有之様に覺え候。左候へば會祖叔父より、三從兄弟まで同服にて候。今爲會祖叔變食二十日と存候は、右の趣にて候。其以下などにては、又其の内の親疏も可有之候間、十日許にても可有之候か。今般の總麻は先考も如父の味も有之、拙子共も幼少より親も深きこと、尤近年疎遠罷通候品は有之候得共、眞實を以て存候得ば、同じく總麻三月の内にては、重き人に候間今般の儀は二十日可然候。室先生も畢竟右食變等の儀、今以て御定説無之候。大功九月に三十日と申儀は、決して有之間敷事と存候。小功五月に二十日は、却て可有之かと被存候。一句を殺候儀は、先づ左様にも可有之やと、據に仕迄の儀と存候以上。八月十七日。